

(平成23年10月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	34 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	25 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	52 件
国民年金関係	24 件
厚生年金関係	28 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 5 月に会社を退職した後、厚生年金保険の未適用事業所に勤務していたため、区役所で国民年金の加入手続を行った。その際に区役所の職員から「2 年分の国民年金保険料が未納となっている。」と言われた。申立期間当時、保険料として 5 万 5,000 円を遡ってまとめて納付した。遡ってまとめて納付したのは、一度だけであったと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和 50 年 5 月に会社を退職した後、区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているところ、申立期間直後の 52 年 4 月から 53 年 9 月までの保険料は、同年 7 月に納付されていることが確認でき、保険料を遡って納付したのは一度だけであったとする申立人の主張から、申立人が主張する保険料の納付時期は、同年同月と推認でき、その時点で申立期間のうち、51 年 4 月から 52 年 3 月までの保険料は過年度納付により納付することが可能であった。

また、申立人が遡ってまとめて納付したとする国民年金保険料額は、昭和 53 年 7 月の時点で過年度納付により納付することが可能であった 51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間及び申立期間直後の納付済みとなっている同年 4 月から 53 年 9 月までの期間の保険料を実際に納付した場合の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を 30 年以上にわたり全て納付している上、前納制度及び口座振替制度を利用するなど、保険料の

納付意識は高かったものと認められる。

- 2 一方、申立人が国民年金保険料を納付したことが確認できる昭和 53 年 7 月の時点において、申立期間のうち、50 年 5 月から 51 年 3 月までの保険料は時効により納付することができない期間であることから、申立期間の保険料を全て納付するためには、特例納付により納付するほか無く、当時、第 3 回特例納付が実施されていたものの、申立人に特例納付により納付したとする主張は無い上、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間を含む 50 年 5 月から 53 年 9 月までの保険料を特例納付により納付した場合の保険料額と大きく乖離^{かい}していることなどから、申立期間の保険料が特例納付により納付されていたとまでは推認し難い。

また、申立人が昭和 50 年 5 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

私は、両親に勧められたか、広告のようなものを見て、国民年金の加入手続を行ったと思う。加入手続後、両親から、「自分で稼いで納付するのよ。」と言われていたので、申立期間当時大学生だったが、アルバイトで稼いだお金から国民年金保険料を納付していた。私は、加入当初から途切れることなく保険料を納付していたはずなのに、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金被保険者の被保険者資格取得日等から、申立人の国民年金の加入手続は、平成3年2月から同年4月までの間に行われたと推認され、オンライン記録によると、同加入手続時点において、遡って納付したと考えられる加入当初の保険料は納付済みとされていることが確認できる上、申立人の所持する年金手帳によると、申立人は、会社に就職して厚生年金保険に加入する直前の時期に、国民年金の住所変更手続を適切に行っていることが確認できることから、加入当初の保険料を遡ってまで納付しておきながら、その直後である申立期間の保険料を全く納付しなかったとは考えにくい。

また、申立期間は国民年金の加入手続直後の期間であり、国民年金保険料の納付意欲があったものと考えられることに加え、当該期間当時大学生であったが、両親から自身で納付するように言われたため、アルバイトで稼いだお金から、給料支給後の月末に、保険料を途切れることなく納付していたとする申立人の説明には、信憑性^{びよう}が感じられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から同年6月まで

私は、会社を退職した昭和49年2月頃に、区役所の支所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、月額1,000円ぐらいを支所の窓口か金融機関で納付書により納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年2月頃に、区役所の支所で国民年金の加入手続を行い、納付書により同支所又は金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、国民年金手帳記号番号払出簿によると、同年6月と確認できることから、国民年金の加入手続を行っておきながら、加入当初の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料として納付したとする金額は、申立期間当時の保険料月額とおおむね一致していることから、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の母親は、「息子（申立人）が会社を退職した後、区役所の支所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと聞いていた。」旨証言している上、申立期間は5か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年3月まで

私の国民年金の加入手続は、平成6年*月頃、母親が実家のある市の市役所で行い、当時、大学生だった私の国民年金保険料の免除の申請を行ってくれた。

2回目以降の国民年金保険料の免除の申請は、独り暮らしだったので、私自身が住所変更後の市の市役所で行ったと思う。詳しいことは記憶していないが、申立期間についても、市役所で保険料の免除の申請を行っているはずである。

平成7年度の国民年金保険料の免除は認められており、申立期間のみ保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳の頃、実家のある市の市役所で、母親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の免除の申請を行ってくれた。」と述べており、確かに、申立人の国民年金手帳記号番号は、当時実家のある市で払い出されている上、オンライン記録から、20歳到達月の平成6年*月に保険料の免除の申請を行い、平成6年度の保険料の免除が認められていることが確認できる。

また、申立人は、自身で行ったとする住所変更後の国民年金保険料の免除の申請について、具体的な記憶は無いとしているものの、現に、申立人が転居した翌月の平成7年4月に平成7年度の保険料の免除の申請が行われ、同年度の保険料の免除が認められていることから、当該申請は申立人自身が行ったと考えるのが自然で、同年度の保険料の免除の申請を行った申立人が、

申立期間のみ、保険料の免除の申請を行わなかったとは考えにくい。

さらに、申立期間は1回、かつ12か月と短期間であり、当該期間の前後を通じて、申立人の父親の標準報酬月額は同一で、申立人自身も大学生で収入が無かったと述べており、国民年金保険料の免除が認められている平成6年*月から8年3月までの期間及び申立期間において、申立人及びその親の世帯の所得状況に大きな変化は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から同年 11 月まで

私は、勤務先を退職後、昭和 58 年 4 月頃に、市役所で国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、私が、市役所の窓口で、納付書に現金を添えて、定期的に納付していた。

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 4 月頃、市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所の窓口で、定期的に国民年金保険料を納付していたと述べている。確かに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日及びその手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続時期は申立期間の始期である同年同月と推認でき、加入手続を行っておきながら、加入当初の保険料を一度も納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立期間は 1 回、かつ 8 か月と短期間であり、申立人は、国民年金の住所変更手続及び国民年金第 3 号被保険者に係る届出を適切に行っているなど、国民年金に対する関心が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年1月

私が、平成15年*月に20歳になったとき、区役所から年金手帳と納付書が送付されてきたが、国民年金の諸手続が分からなかったことから、私の母親に納付書等を手渡して、その手続及び国民年金保険料の納付をお願いした。申立期間の保険料は、私の母親が金融機関で口座振替の手続を行ったが、口座振替による納付は同年2月の保険料から可能となることから、同年*月の保険料は、送付されてきた納付書によって、母親が金融機関で1か月分の保険料1万3,300円を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が20歳になった平成15年*月に区役所から年金手帳と納付書が送付されてきたので、その母親が金融機関で国民年金保険料の口座振替手続を行ったが、同年同月の保険料は、口座振替で納付することができず、金融機関の窓口で1万3,300円の保険料を納付したはずであると主張しているところ、申立人の所持する年金手帳の交付年月日は、同年同月13日であることから、申立期間当時、申立人は、申立期間の納付書を受け取っていたものと考えられ、その母親が納付したとする保険料額は、申立期間当時の保険料額と一致している上、申立期間の保険料は、基礎年金番号が付番された申立人が20歳の時点で現年度納付することが可能であった。

また、その母親は、口座振替によって納付することができなかった申立期間の国民年金保険料を届いていた納付書で1回だけ納付し、その後の保険料は口座振替によって納付した旨証言しており、申立人の口座振替は、平成15年2月の保険料から適用になっていることがオンライン記録により確認でき

る。

さらに、国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は、「子供4人の手続及び納付は、全て同じように行い、学生だった子供は学生納付特例、学生でなかった子供は保険料を納付していた。」と述べており、オンライン記録によると、申立人の3人の実弟妹とも、学生納付特例とされていること又は保険料が納付されていることが確認でき、申立人の母親の主張に不自然さは認められない上、申立期間は1か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 9 月から 46 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月から 46 年 1 月まで

私は、会社を退職した後の昭和 45 年 9 月頃に区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、金融機関又は区役所でまとめて納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した後の昭和 45 年 9 月頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、同年 10 月頃と推認でき、申立人の主張する加入時期と一致する上、加入手続を行ったにもかかわらず、申立期間の保険料を全く納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間当時に実際に納付した場合の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない上、申立期間は 5 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 6145

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月及び同年 11 月

私の国民年金の加入手続は、昭和 55 年 3 月頃、私の父親が行った。

申立期間の国民年金保険料は、私が昭和 57 年 10 月*日に結婚して任意加入被保険者となってからは、私の夫の給与から控除されていたものと思っていた。しかし、保険料は夫の給料から控除される仕組みではなく、被保険者自身が納付する仕組みだと聞かされたので、保険料は私自身が納付していたことになる。

私は、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳において、申立人の国民年金の被保険者種別は、昭和 57 年 10 月*日の結婚を契機に、強制加入被保険者から任意加入被保険者へ変更されていることが確認できることから、申立人には、結婚後も継続して国民年金保険料を納付する意欲があったと認められる。

また、申立人が結婚後の昭和 57 年 10 月 30 日以降、居住していた市の国民年金被保険者名簿において、申立人は 58 年 2 月から国民年金保険料を口座振替で納付していることが確認でき、現に納付済みとされている 57 年 12 月及び 58 年 1 月の保険料は納付書により納付したものと推認できることから、申立人には申立期間を含め、57 年 10 月以降の保険料の納付書が発行されていたと考えられ、保険料の納付意欲が高かった申立人が、任意加入当初の僅か 2 か月と短期間である当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から同年6月まで

私は、昭和57年3月に転居したため、夫が、区役所で私の国民年金の住所変更手続きを行ってくれた。申立期間の国民年金保険料については、私が、銀行で納付書により納付した。同年10月に転居した際には、私が、区役所で国民年金の住所変更手続きを行い、銀行で納付書により保険料を納付していた。私は、国民年金に任意加入してから第3号被保険者となるまでの間、保険料をずっと納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入してから第3号被保険者となるまでの間、国民年金保険料をずっと納付していたはずであると主張しているところ、申立人は、申立期間を除き、国民年金に任意加入した昭和55年11月から第3号被保険者となる前月の61年3月までの保険料を全て納付している。

また、申立人は、昭和57年3月に転居した際には、その夫が、申立人の国民年金の住所変更手続きを行い、申立人が、銀行で納付書により申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、当該転居に係る住所変更手続きは、同年同月に行われたことが、申立人が所持する年金手帳により確認できることから、住所変更手続きを行っておきながら、3か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人が、昭和57年10月に転居した市の国民年金被保険者収滞納一覧表では、申立期間の国民年金保険料は、転入前の他市区町村において納付済みとされていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなか

った可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成13年11月から14年11月までを41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成13年11月から14年11月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月1日から14年12月1日まで
ねんきん定期便の記録によると、A社における申立期間の標準報酬月額が、同社から実際に支給された給与額に比べて低い額になっている。一部の期間の給与明細書の原本を提出するので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成13年11月1日から14年12月1日までの期間について、申立人が所持する当該期間の給与明細書から、申立人は当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書の厚生年金保険料控除額から、41万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の平成13年11月から14年11月までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明と回答しているが、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していない上、オンライン記録における当該期間の標準報酬月額とB厚生年金基金における当該期間の報酬標準給与月額が一致することから、事業主は、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、

当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成10年8月1日から13年11月1日までの期間について、申立人は、A社が発行した当該期間の給与支給額の記載された資料を提出しているが、当該資料には、支給額が記載されているのみであり、保険料控除額の確認ができない。

また、事業主は、当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人の当該期間の保険料控除額について記憶も無い旨回答している。

さらに、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除額について確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料を所持していない。

このほか、当該期間に係る申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年7月22日から41年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を40年7月22日に、資格喪失日に係る記録を41年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から41年7月まで

私は、A社（その後、B社に名称変更）に昭和37年9月に入社し、38年5月20日に退職した。その後、同年6月に再度入社し、41年7月に退職するまで同社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の供述から、申立人が申立期間のうち、昭和40年7月22日から41年3月31日までの期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚に、A社に勤務し、申立人と同じC職であった者の氏名を聴取したところ、氏名が挙がった者全てについて、同社に係る厚生年金保険の被保険者としての記録が存在することがオンライン記録から確認できる。

さらに、同僚の一人は、「申立人は、A社の工場のD部門で働いており、車でDの配達も行っていた。C職にアルバイトはいなかった。」と供述し、同社の販売店に勤務していた同僚は、「販売店にはアルバイトはいたが、工場においては、男性のアルバイト勤務者はいなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 7 月 22 日から 41 年 4 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和 41 年 7 月 22 日に資格を取得し、申立人と年齢が近い同僚の A 社における当該期間の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 40 年 7 月から 41 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 38 年 6 月から 40 年 7 月 22 日までの期間及び 41 年 4 月 1 日から同年 7 月までの期間については、当該期間に A 社における厚生年金保険の被保険者記録がある同僚からは、申立人が同社に勤務していたとする供述は得られない上、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、当時の人事記録及び給与関係書類を確認することができない。

また、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月1日から54年10月1日まで
私は、A社の取締役として、申立期間当時の標準報酬月額は30万円であったが、厚生年金保険の記録によると、申立期間の標準報酬月額が3万円となっているのはおかしい。厚生年金保険の記録が間違っていると思うので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を30万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、申立期間は1等級の3万円となっているが、申立期間前後は35等級の30万円となっており、申立期間のみが著しく低い標準報酬月額となっていることが確認できる。

しかしながら、A社から提出された昭和53年及び54年における役員報酬等に係る資料及び申立期間において同社と契約していた税理士事務所の回答から、申立人の申立期間における報酬月額は、申立期間の前後の期間と相違はなかったことが認められる。

また、上記の役員報酬等に係る資料から、申立期間当時におけるA社の役員は4名（厚生年金保険被保険者は3名）であり、申立人を除く2名の役員（代表取締役を含む。）に係る標準報酬月額を調査したところ、申立期間の標準報酬月額とその前後の期間の標準報酬月額は同額となっているほか、オンライン記録から、同社において厚生年金保険被保険者となっている者全員について標準報酬月額の推移を調査したところ、申立期間及びその前後の期間において、著しく低い標準報酬月額に変更されている被保険者は申立人のみであることが確認できる。

さらに、A社は、「申立期間当時の標準報酬月額及び厚生年金保険料の控除に係る資料は保管していないが、社会保険事務所に算定基礎届を提出する際、申立期間においても、当社の賃金台帳を持参していた。社会保険事務所は、算定基礎届と当社の賃金台帳を突き合わせて確認を行っていたので、もし、標準報酬月額が著しく低い額で届出を行っていたら、この時に社会保険事務所から指摘されたはずだが、そのような指摘は無かった。」と回答している。

また、年金事務所は、「申立期間当時の算定基礎届等を保管していないため、詳細は不明であるが、当時の厚生年金保険の標準報酬月額の下限は3万円であったことから、申立人の当該期間における標準報酬月額が直ちに誤謬^{びゅう}であるとは認められない。」との回答を示す一方、転記ミスによることも考えられる旨の説明を行っている。

これらの事実を総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（30万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要ある。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成16年4月1日から18年1月1日までの期間における標準報酬月額については、〈標準報酬月額〉（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成16年12月25日、17年7月25日、同年12月25日、18年7月25日、同年12月25日、19年7月25日及び同年12月25日に係る標準賞与額については、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録は、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成20年7月10日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年4月1日から20年12月1日まで
② 平成16年12月25日

- ③ 平成 17 年 7 月 25 日
- ④ 平成 17 年 12 月 25 日
- ⑤ 平成 18 年 7 月 25 日
- ⑥ 平成 18 年 12 月 25 日
- ⑦ 平成 19 年 7 月 25 日
- ⑧ 平成 19 年 12 月 25 日
- ⑨ 平成 20 年 7 月 10 日

ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、平成16年4月から20年11月までの標準報酬月額が支給されていた給与額と比較すると半額程度の額になっている。また、16年12月から20年7月までに支給された計8回の賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず記録が無い。申立期間に係る給与明細書及び賞与明細書を提出するので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成16年4月1日から18年1月1日までの期間について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これら標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から<標準報酬月額>（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の届出を誤って社会保険事務所（当時）に提出したことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立期間②から⑨までに係る標準賞与額について、申立人から提出された当該期間の賞与明細書において確認できる賞与額及び保険料控除額から<標準賞与額>（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立人の申立期間②から⑨までに係る標準賞与額の届出を行っていないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

また、申立期間⑨については、事業主は、当該期間に係る賞与の届出を失念したため、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後

に届出を行ったとしていることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成18年1月1日から20年12月1日までの期間について、申立人から提出された給与明細書及び給与明細書が無い18年3月、同年7月、19年3月及び20年3月については当該給与明細書から判断して、申立人の保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

別添

<認められる標準報酬月額>

期間	標準報酬月額
平成16年4月から同年8月まで	30万円
平成16年9月	28万円
平成16年10月	32万円
平成16年11月	28万円
平成16年12月及び17年1月	30万円
平成17年2月	28万円
平成17年3月	30万円
平成17年4月から同年6月まで	32万円
平成17年7月から同年12月まで	30万円

<認められる標準賞与額>

期間	標準賞与額
平成16年12月25日	27万円
平成17年7月25日	27万円
平成17年12月25日	27万円
平成18年7月25日	26万円
平成18年12月25日	28万円
平成19年7月25日	37万円
平成19年12月25日	37万円
平成20年7月10日	37万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成20年5月1日から21年1月1日までの期間について、標準報酬月額の設定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月までの期間及び20年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額30万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を同年5月から同年12月までは30万円に訂正することが必要である。

また、申立人は平成20年7月23日に係る標準賞与額53万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年11月11日から21年1月1日まで
② 平成18年12月12日
③ 平成19年7月20日
④ 平成19年12月13日
⑤ 平成20年7月23日

私は、A社に平成17年7月に入社した。最初の3か月は試用期間だったが、同年11月から20年12月まで正社員として勤務していた。ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額は、給与明細書の基準給与部分のみしか反映されていない。また、賞与も支給されていたので、支給総額に応じた標準報酬月額及び標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の標準報酬月額に係る記録及び申立期間②から⑤までの標準賞与額に係る記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の

特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①のうち、平成17年11月11日から20年5月1日までの期間及び申立期間②から④までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間①のうち、同年5月1日から21年1月1日までの期間及び申立期間⑤については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①のうち、平成20年5月1日から21年1月1日までの期間について、オンライン記録によると、当該期間の標準報酬月額が16万円と記録されているが、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月までの期間及び20年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額30万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における平成20年5月から同年12月までの標準報酬月額を、30万円に訂正することが必要である。

また、申立期間⑤については、申立人の所持する預金通帳に記載されたA社からの振込金額、事業主からのメール及び市民税県民税課税証明書により、当該期間に係る標準賞与額（53万円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を53万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①のうち、平成17年11月11日から20年5月1日までの期間については、給与明細書に記載された報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より低額であることから、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②から④までについては、申立人は給与明細書を所持していない上、厚生年金保険料は控除されていなかったと供述していることから、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和29年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月21日から同年7月1日まで

昭和22年8月にA社B工場に入社し、継続して勤務していたにもかかわらず、転勤時期に当たる29年6月21日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場における同僚の供述及び同社の人事担当者の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社B工場から本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の所持する手帳の記載内容及び申立人の供述が厚生年金保険被保険者台帳に記載されたA社B工場に係る被保険者資格の喪失年月日及び喪失原因と一致することから、昭和29年6月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年7月のA社における申立人の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び

周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和31年6月26日、資格喪失日に係る記録を38年12月2日、B社（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を31年6月は6,000円、38年11月は2万4,000円、同年12月は2万6,000円とすることが必要である。

なお、A社の事業主が申立人に係る昭和31年6月及び38年11月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、B社の事業主が申立人に係る昭和38年12月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年6月26日から同年7月21日まで
② 昭和38年11月20日から39年1月10日まで

私は、D社に昭和31年3月に入社し、同年6月頃に同社のグループ会社であるA社に転籍し、その後、所属していた部門がB社に買収された後も、平成9年4月10日の定年まで同社で継続して勤務していた。しかしながら、昭和31年6月26日から同年7月21日までの記録及び38年11月20日から39年1月10日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間は転籍、買収の時期に当たるが勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持している申立てに係るグループ会社であるE社の異動歴情報及び複数の同僚の証言から、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和31年6月26日に、D社からA社

に転籍)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和31年7月の記録から6,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人が所持するE社の異動歴情報、F厚生年金基金の記録及び複数の同僚の証言から、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和38年12月2日に、A社からB社に転籍)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和38年11月は、申立人のA社に係る同年10月の記録から2万4,000円、同年12月は、申立人のB社に係る39年1月の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、A社の事業主が申立人に係る昭和31年6月及び38年11月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ず、B社の事業主が申立人に係る同年12月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、A社及びB社の事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたことが認められることから、申立人のA社における平成15年12月10日、16年7月9日及び17年7月8日の賞与に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準賞与額は、平成15年12月10日については39万円、16年7月9日及び17年7月8日については40万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年7月9日
③ 平成17年7月8日

私は、平成15年2月19日から18年9月30日までA社に勤務していたが、15年12月10日、16年7月9日及び17年7月8日に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無い。賞与に係る給与明細書を提出するので、申立期間の記録を控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについて、A社の発行した在籍証明書及び申立人の所持する給与明細書から、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、A社の保管する領収証書において、事業主が申立期間①に係る厚生年金保険料は平成16年1月分として同年3月22日に、申立期間②に係る保険料は同年8月分として同年10月19日に、申立期間③に係る保険料は17年8月分として同年10月14日にそれぞれ当該月分の標準報酬月額に基づく保険料と申立期間①から③までの当該賞与に係る保険料の合計額に相当する保険料を納付したことが確認できる。

さらに、A社が保管する平成15年1月分から17年12月分までの領収証書に記載されている厚生年金保険料の合計額は当該期間におけるオンライン記録から算出した当該期間の厚生年金保険料の合計額より多く、その差額は、同社が保管する賃金台帳に記載されている15年12月10日、16年7月9日及び17年7月8日の賞与に係る厚生年金保険料の合計額とおおむね一致している。

加えて、上記の領収証書における平成15年1月分から17年12月分までの厚生年金保険料の合計額は、A社の賃金台帳に記載されている当該期間に係る厚生年金保険料の控除額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたことが認められる。

なお、申立期間の標準賞与額は、上記給与明細書及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料額から平成15年12月10日については39万円、16年7月9日及び17年7月8日については40万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成17年11月30日の標準賞与額に係る記録を26万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年11月30日

オンライン記録によると、A社で支給された平成17年11月30日の賞与額の記録が、実際に支給されていた賞与額と異なるので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成17年11月30日の賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（26万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主が申立期間に係る賞与については、誤った賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出したと回答していることから、その結果、社会保険事務所は、当該賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和36年9月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月26日から同年10月6日まで
オンライン記録では、A社C支店の資格取得日が昭和36年10月6日となっているが、実際は同年9月26日に転勤し、1日も間を空けず継続勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人に係る職歴証明書、同社が保管する人事記録表及び雇用保険加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和36年9月26日に、同社D支店から同社C支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和36年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情事はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情事がないことから、行ったとは認められない。

神奈川県厚生年金 事案 6951

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 12 月 15 日から 41 年 3 月 1 日まで
② 昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 9 月 30 日まで

私は、60 歳になった時に年金記録を調べたところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が無いことを知った。今回、日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届き、脱退手当金の制度のことを初めて知った。私は、脱退手当金の手続を行っていないし、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間及び申立期間①及び②の間の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が、4回の被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、申立期間より前の被保険者期間及び申立期間①及び②の間の被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている2回の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の間の被保険者期間と申立期間の被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間の最終事業所であるA社における厚生年金保険の加入期間は、脱退手当金の請求要件である24か月に満たない11か月であり、当該被保険者期間単独では受給権が発生しないことから、同社の事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月4日は25万3,000円、17年12月2日は20万2,000円、18年12月1日は22万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月4日
② 平成17年12月2日
③ 平成18年12月1日

私のねんきん定期便の内容を確認したところ、A社から支給された賞与のうち、申立期間の3回の賞与について、給与支給明細書から厚生年金保険料の控除が確認できるにもかかわらず、当該賞与に係る記録が無いため、当該期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人が所持する給与支給明細書において確認できる賞与額又は保険料控除額から、平成15年7月4日は25万3,000円、17年12月2日は20万2,000円、18年12月1日は22万1,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も

納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成18年5月1日から20年10月1日までの期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、18年5月から同年8月までは30万円、同年9月から19年8月までは32万円、同年9月から20年5月までは34万円、同年6月から同年8月までは38万円、同年9月は41万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の12万6,000円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を18年5月から同年8月までは30万円、同年9月から20年9月までは32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、申立人の平成19年8月8日、同年12月18日及び20年8月8日に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を19年8月8日は35万4,000円、同年12月18日は44万2,000円、20年8月8日は33万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成18年5月1日から20年10月1日まで
② 平成19年8月8日
③ 平成19年12月18日
④ 平成20年8月8日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①については、報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準報酬月額が著しく低額になっている。また、申立期間②から④までに同社において賞与の支給を受け、保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の標準賞与額の記録に反映されていない。給与明細書及び賞与明細書を提出するので、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された当該期間に係る給与明細書から、当該期間のうち、平成18年5月から同年8月までは30万円、同年9月から19年8月までの期間及び同年12月から20年9月までの期間は32万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、上記の給与明細書によると、当該期間のうち、平成19年9月から同年11月までは、12万6,000円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除となっているが、その直後の給与明細書には、社会保険料調整額の控除が確認できるところ、当該調整額は、当該期間の標準報酬月額を、その前後の期間の標準報酬月額と同額（32万円）であったと仮定して算出した社会保険料額と12万6,000円の標準報酬月額に基づく社会保険料控除額との差額と一致することから、当該調整額は、同年9月から同年11月までの社会保険料控除額に対する調整額であったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、上記の給与明細書によって確認又は推認できる保険料控除額から、平成18年5月から同年8月までは30万円、同年9月から20年9月までは32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間①について、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立期間②から④までについて、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、平成19年8月8日は35万4,000円、同年12月18日は

44万2,000円、20年8月8日は33万7,000円の標準賞与額に見合う保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該賞与支払届を提出していなかったとして、同賞与支払届を提出したとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成16年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月16日から同年4月16日まで
ねんきん定期便の記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、入社日である平成16年1月16日から同年4月16日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び給与所得の源泉徴収票により、申立人は、同社に平成16年1月16日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立人の賃金台帳及び給与所得の源泉徴収票における保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、A社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」において、申立人の資格取得日が平成16年4月16日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年1月から同年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和40年8月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年8月及び同年9月を3万3,000円、同年10月から41年7月までを3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月31日から41年8月1日まで

私は、昭和35年9月にA社に入社し、45年3月頃に退職するまで継続して同社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録の一部が欠落している。厚生年金保険料は給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社が事業所の移転に伴い厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和40年8月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同社が移転後に再度適用事業所となった41年8月1日に同資格を取得しており、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、A社の同僚の証言から申立期間において、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が「申立期間においても厚生年金保険料は控除されていた。」と述べているところ、申立期間及びその前後の期間において給与計算をしていたとする同僚は、「厚生年金保険から外れるという説明を受けた記憶は無い。私は給与額が低かったので、控除が無くなり手取額が増えれば喜んだと思うが、そのようなことはなかった。」と述べているほか、別の同僚は「申立期間に厚生年金保険に加入していないとは知らなかつ

た。」と供述している。

なお、上記の給与計算を担当していたとする同僚が「私がA社に入社した昭和39年3月には同社は既に移転していた。」と述べていることから、移転後のA社における資格取得日を昭和40年8月31日とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によれば、A社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本から申立期間においても同社は法人の事業所であったことが確認できる上、上記の同僚の供述及び昭和40年8月31日に資格を喪失し41年8月1日に再度資格を取得した者が9名いることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年8月及び同年9月は、申立人のA社における同年7月の標準報酬月額から、3万3,000円、同年10月から41年7月までは、同社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている40年10月の標準報酬月額から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、事業主も死亡していることから確認することはできないが、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで
私は、昭和47年4月1日から平成18年9月30日までA社に勤務していた。オンライン記録では、同社本店から同社C支店へ49年4月1日に転勤した際の同社本店の資格喪失日が同年3月31日となっている。A社には1日も間を空けず継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る社員異動歴、申立人が所持する転勤辞令書及び雇用保険加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和49年4月1日に、同社本店から同社C支店へ異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和49年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和49年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の

保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和49年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年3月1日から同年4月1日まで

私は、昭和44年4月15日から平成12年3月31日に退職するまで、A社の関連会社に継続して勤務した。年金記録を確認したところ、昭和49年3月1日付けでA社の関連会社であるC社D支店からA社B支店に転勤した際の1か月が厚生年金保険被保険者期間となっていない。同日付けの辞令書及び事業所保管の人事記録を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された辞令書及び人事記録から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和49年3月1日にC社D支店からA社B支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年4月の申立人のA社B支店における社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社の平成16年12月10日に係る標準賞与額の記録を33万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

A社における賞与から厚生年金保険料が控除されているが、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が欠落しているため、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与一覧表の総支給額及び保険料控除額から、33万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成16年12月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社の平成16年12月10日に係る標準賞与額の記録を66万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

A社における賞与から厚生年金保険料が控除されているが、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が欠落しているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与一覧表の総支給額及び保険料控除額から66万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成16年12月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社の平成16年12月10日に係る標準賞与額の記録を58万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

A社における賞与から厚生年金保険料が控除されているが、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が欠落しているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与一覧表の総支給額及び保険料控除額から58万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成16年12月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社の平成16年12月10日に係る標準賞与額の記録を45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

A社における賞与から厚生年金保険料が控除されているが、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が欠落しているため、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与一覧表の総支給額及び保険料控除額から45万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成16年12月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社の平成16年12月10日に係る標準賞与額の記録を40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

A社における賞与から厚生年金保険料が控除されているが、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が欠落しているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与一覧表の総支給額及び保険料控除額から40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成16年12月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社の平成16年12月10日に係る標準賞与額の記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

A社における賞与から厚生年金保険料が控除されているが、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が欠落しているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与一覧表の総支給額及び保険料控除額から38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成16年12月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社の平成16年12月10日に係る標準賞与額の記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

A社における賞与から厚生年金保険料が控除されているが、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が欠落しているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与一覧表の総支給額及び保険料控除額から38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成16年12月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成5年1月から同年9月までは12万6,000円、同年10月から6年5月までは13万4,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から6年6月1日まで

私は、昭和63年12月21日から平成12年4月20日まで、A社において、正社員として勤務し、B職を担当していた。

日本年金機構から手紙が届き、A社で勤務していた一部の期間において、標準報酬月額が引き下げられていることを知った。当時の給与額に見合う標準報酬月額とはなっていないので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、当初、申立人の平成5年1月から同年9月までの標準報酬月額は12万6,000円、同年10月から6年3月までの標準報酬月額は13万4,000円と記録されていたところ、同年4月26日付けで、遡って8万円に引き下げられている上、申立人のほかに70名以上の被保険者についても、同様の標準報酬月額の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、滞納処分票により、申立期間において、A社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年4月26日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるのが難しく、社会保険事務所が標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由も無いことから、有効な記録の訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立

期間における標準報酬月額は、平成5年1月から同年9月までは12万6,000円、同年10月から6年5月までは13万4,000円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月

私が平成8年8月に会社を退職した後に、私の元妻が私の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を納付した。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年8月に会社を退職した後に、その元妻が申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、保険料を納付したとするその元妻から証言を得ることができないことから、厚生年金保険から国民年金への切替状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録では、平成8年8月に申立人が厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った形跡が無いことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年11月から61年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月から61年12月まで

私が20歳又は21歳であった昭和59年から61年頃までの間に、父親が、私の国民年金の加入手続を行い、20歳から加入手続時までの国民年金保険料を遡って納付してくれたと思う。その後も、父親が、私の保険料を納付してくれたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳又は21歳であった昭和59年から61年頃までの間に、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、20歳から加入手続時までの国民年金保険料を遡って納付し、その後も申立人の保険料を納付してくれたと思うと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその父親から、直接事情を聴取することができないため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された第3号被保険者の該当届出の処理日から、申立人の国民年金の加入手続は、平成元年4月頃に行われたものと推認でき、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年4月に払い出されていることが確認でき、申立人は、継続して同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 6149 (事案 3168 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 3 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月から 51 年 3 月まで

私は、会社を退職した後の昭和 48 年 3 月頃に、将来のことを考え、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行った。その際に交付された年金手帳は引越しのときに紛失した。国民年金保険料については、私の妻が市役所から送付されてきた納付書により、夫婦二人分を 3 か月ごとに一緒に納付していた。前回、申立てを行ったが、記録の訂正が認められなかったことに納得できないため、再申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その妻が納付書により夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたはずであると主張しているが、その妻は、申立期間当時の保険料の納付金額、納付場所、納付時期等の記憶が定かではないことから、保険料の具体的な納付状況が不明である上、妻も、申立期間の保険料が未納となっていることなどから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 1 月 14 日付けで年金記録の訂正必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、会社を退職した後の昭和 48 年 3 月頃に、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、その妻が納付書により夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張し、保険料の納付に関して新たな資料や情報を提示しているわけではないが、当委員会において、申立人の年金記録及び前回の申立内容に関して、再度調査を行ったものの、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月及び同年6月

私は、20歳になった当時、大学生であり、独り暮らしをしていたが、住民票は実家に置いたままだったので、母親が市役所で国民年金の加入手続を行ってくれた。私が就職するまでの期間の国民年金保険料については、母親が口座振替で納付していたはずであるが、私が納付書で納付した可能性もある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い、口座振替により国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間直前である平成9年3月にA市からB市に転居しており、B市の被保険者名簿及びオンライン記録によると、同年7月の保険料から口座振替が開始されていることが推認できることから、申立期間の保険料の納付には納付書が必要となるが、その母親は、納付書を見た記憶は無いと述べており、申立人の保険料の納付について記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、自身で納付書により何らかの費用を納付した可能性があるとして述べているが、納付場所、納付時期及び納付金額などの記憶が定かではないことから、申立人が何らかの費用を納付していた可能性はあるものの、それが国民年金保険料であったとの心証を得るまでには至らない。

さらに、申立人のオンライン記録によると、平成10年9月に納付書が発行されており、その時点で未納となっていたのは、申立期間を含む9年4月から同年6月までの期間であるが、同年4月の保険料は、11年1月付けで充当により納付済みとされていることが確認できることから、9年4月の後の申立期間の保険料について、納付済みであったものと推認することは難しい上、

B市の国民年金保険料収納一覧表でも当該期間は未納となっている。

加えて、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6151 (事案 4531 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月から61年3月まで

昭和54年4月又は同年5月頃に、長姉が、区役所の窓口で私の国民年金及び国民健康保険の加入手続を行ってくれた。その際、長姉が、加入手続を行った窓口で、私が20歳になった52年*月から加入手続後口座振替が始まるまでの国民年金保険料を遡ってまとめて納付した。その後は、私の銀行口座から口座振替により保険料を納付した。

今回、昭和57年1月から58年4月までの期間及び59年4月から62年9月までの期間に在籍していた会社の在籍証明書を手に入れたので、再申立てを行った。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初の申立てにおいて、昭和54年4月又は同年5月頃に、その長姉が、申立人の国民年金の加入手続を行い、52年*月から加入手続後口座振替が始まるまでの国民年金保険料を遡ってまとめて納付し、その後は、申立人の銀行口座から口座振替により保険料を納付したと主張しているが、
i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、62年1月に払い出されていることが確認できることから、申立人の主張と一致しない上、申立人は、継続して同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、
ii) 申立人の手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、61年11月から62年2月頃までの間であると推認できること、
iii) 申立期間直後の61年4月から62年2月までの保険料が、同年同月に納付されていることがオンライン記録により確認できること、

iv) 申立人の保険料が口座振替により納付されるようになったのは、同年4月からであることが、申立人の被保険者名簿により確認できることから、申立人の長姉が遡ってまとめて納付したのは、61年4月から62年2月までの保険料であると考えるのが合理的であり、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成22年10月20日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たな資料として、昭和57年1月から58年4月までの期間及び59年4月から62年9月までの期間に在籍していた会社の在籍証明書を提出しているが、これらの資料からは、申立期間の国民年金保険料が納付されていたと推認することはできないことから、当委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年10月から57年3月まで

私は、それまで何も年金に加入していなかったのに、結婚したことを契機に、義母に勧められて、国民年金に加入することにし、その義母が、昭和55年10月に、市役所で、私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。

加入手続後、義母が、義母及び夫の国民年金保険料と一緒に、私の保険料も納付してくれていたはずである。詳しいことは分からないが、お店や自宅に、3か月か2か月ごとに来ていた集金人に定期的に納付していたと聞いている。

私の義母が申立期間の国民年金保険料を定期的に納付してくれていたはずなのに、当該期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年10月に、その義母が、市役所で、申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは57年6月頃と推認され、申立内容とは一致しない。

また、申立人の国民年金の加入手続時期と推認される昭和57年6月頃の時点において、申立期間の国民年金保険料を納付するには、過年度納付するほかに、その義母が当該期間の保険料を納付したとする集金人には、制度上、過年度納付することができない上、その義母も遡って保険料を納付したことは無いとしている。このため、当該期間の保険料を、当該期間当時納付するには、申立人に付与されている国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号

番号が払い出される必要があるが、申立人は申立期間の始期から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人の義妹の国民年金手帳記号番号は、申立人と連番で払い出されていることから、申立人とその義妹は同時に国民年金の加入手続きが行われたと推認され、その義妹も申立人と同様に昭和 57 年 4 月からの国民年金保険料が納付済みとされている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6153 (事案 2720 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から50年9月まで

私が20歳となった昭和37年*月頃、A社の役員であった父親が、私の国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料を家族の分と一緒に納付してくれていたはずである。この度、父親と一緒に納付していた姉及びA社B職であった隣人から、申立期間の保険料の納付に関する文書を得ることができ、これは、当該期間の保険料を納付したことを示す資料となるものである。

私は、新たな資料を得ることができたことから、前回の申立てに対する判断に納得できないため、再度申立てを行った。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が20歳になった頃、その父親が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、その父親も既に他界していることから、当該期間当時の加入状況及び保険料の納付状況が不明であることに加え、申立人は、昭和52年12月頃に国民年金に加入していることが推認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、その時点においては、申立期間は時効により保険料を納付することもできないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年10月21日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、その父親と一緒に国民年金保険料を納付していたとする姉及びその父親が役員であったA社B職の隣人から、申立期間の保険料の納付に関する文書を得ており、この文書は当該期間の保険料

を納付したことを示すものであると主張しているが、申立人の父親の人柄などを記載するにとどまり、当該期間の保険料を納付していた際の状況などについての具体的な記載は見当たらず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められるものではなく、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から同年 6 月までの期間、62 年 1 月から同年 9 月までの期間、同年 11 月から 63 年 3 月までの期間、平成 2 年 1 月から 3 年 3 月までの期間及び同年 8 月から 4 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 62 年 1 月から同年 9 月まで
③ 昭和 62 年 11 月から 63 年 3 月まで
④ 平成 2 年 1 月から 3 年 3 月まで
⑤ 平成 3 年 8 月から 4 年 3 月まで

私は、勤務していた会社が厚生年金保険に加入していなかったため、20 歳頃に勤務先から言われて、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①から⑤までの国民年金保険料については、私の母親が、区役所の出張所で納付してくれていたはずである。

納付が遅れてしまったこともあったかもしれないが、期限が過ぎないように気にしながら国民年金保険料を納付していたと聞いている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、20 歳頃、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、その母親が納付していたと主張しているが、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその母親も、保険料の納付時期、納付金額についての記憶が曖昧であり納付状況が不明である。

また、申立期間は 5 回、かつ 40 か月に及び、これだけの回数 of 事務処理を同一の行政機関が続けて誤ることは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から53年3月までの期間及び同年4月から63年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年12月から53年3月まで
② 昭和53年4月から63年12月まで

私が大学を卒業した昭和53年4月頃に、母親が、区役所で、私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。

申立期間①の国民年金保険料については、母親が、区役所で遡って納付し、申立期間②の保険料については、母親が、毎年、区役所で前納していたはずである。

申立期間①が未加入とされ、申立期間②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年4月頃に、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を区役所で遡って納付し、申立期間②の保険料を毎年、区役所で前納していたはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は既に他界していることから、申立期間①及び②当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、昭和54年4月であることが、申立人が所持する年金手帳及び申立人の被保険者名簿により確認できる上、オンライン記録でも、申立人が申立期間①当時に国民年金に加入していた形跡は見当たらないことから、申立期間①は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年3月に、夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立期間①及び②当時に、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらないこと、ii) 申立期間②直後の元年1月から3年3月までの国民年金保険料が、同年同月に納付されていることが、申立人が所持する領収証書により確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、同年同月頃に行われたものと推認でき、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致せず、申立期間②当時に、その母親が、申立期間②の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から63年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から63年12月まで

昭和59年1月頃に、義母が、私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。その後は、義母が、私の国民年金保険料をずっと納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年1月頃に、その義母が、申立人の国民年金の加入手続を行い、その後ずっと申立人の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその義母は既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年3月に、夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立期間当時に、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらないこと、ii) 申立期間直後の元年1月から3年3月までの国民年金保険料が同年同月に納付されていることが、申立人が所持する領収証書により確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、同年同月頃に行われたものと推認でき、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致せず、申立期間当時に、その義母が、申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から4年3月まで

平成元年4月頃に、母親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。申立期間の国民年金保険料については、母親が納付してくれたはずである。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年4月頃に、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとするその母親から、直接事情を聴取することができないため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、i) 申立期間当時、国民年金の加入手続を行うと、国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、申立人の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらないこと、ii) 申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、平成18年6月であることが、オンライン記録により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月から平成元年3月まで

私は、出産のため昭和58年8月に会社を退職した後に、現在所持している年金手帳を持参して、市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、毎月納付書により金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年8月に会社を退職した後に、現在所持している年金手帳を持参して、市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、その年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、平成元年6月に払い出されていることが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出年月日から、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立期間当初から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一市内に居住していた申立人に別の手帳記号番号が払い出される事情は無く、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前の番号が付与された20歳に到達した強制加入被保険者の国民年金保険料の納付日及び後の番号が付与された第3号被保険者の該当届出の処理日から、平成元年8月と推認でき、その時点において、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間の保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いと述べている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 62 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 62 年 6 月まで

私の母親は、昭和 62 年 7 月頃に区役所の職員から私の国民年金の加入を勧められたことを契機に、私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、区役所の職員から、未納となっている保険料を遡ってまとめて納付することができる」と説明されたため、母親が 20 万円から 30 万円を金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、昭和 62 年 7 月頃に申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとするその母親は、既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、平成元年 9 月と推認できることから、国民年金の加入手続時期が申立人の主張する時期と一致しない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われた平成元年 9 月の時点において、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 8 月から 56 年 2 月までの国民年金保険料については、納付を免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月から 56 年 2 月まで

私は、会社を退職した昭和 52 年 8 月頃、区役所で国民年金の加入手続を行ったときに、私は無職であったために収入が無いことを窓口で告げたところ、担当者から国民年金保険料を免除できると言われたので、申請免除の手続を行った。

申立期間の国民年金保険料が免除されておらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和 52 年 8 月頃、区役所で国民年金の加入手続を行った際に、無職で収入が無いことを窓口で告げたところ、担当者から国民年金保険料の納付を免除できると言われ、申請免除の手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、同年 9 月頃と推認でき、その時点で、申立人は当該加入手続時期の前月である同年 8 月の保険料から免除の申請手続を行うことが可能であったものの、免除の申請が行われた場合に行われる承認又は却下の通知について、申立人は、受け取った記憶は無いと述べている。

また、申立人は、国民年金保険料の申請免除の手続は、国民年金の加入手続を行ったときに 1 回行っただけであったと主張しているが、保険料の申請免除は、制度上、毎年行う必要があり、申立人の主張と一致しないこと、及び国民年金被保険者収滞納一覧表によると、申立人は昭和 54 年 11 月に転出した旨記録されているが、申立人は、国民年金の住所変更手続を行った記憶は無いと述べていることから、申立人は 53 年 4 月以降の保険料の申請免除の手続を行っていなかったものと推認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年3月まで

私は、昭和62年6月に結婚をした後、私の母親から現在所持している年金手帳を渡され、国民年金保険料は納付してあると言われた。その際に、母親から私の国民年金の加入手続を行った時期及び保険料の納付開始時期については聞いていないが、私が実家の家業を継いだ47年4月に、母親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料については、母親が、自身及び私の長姉の分と一緒に納付していたはずである。私のみ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、昭和47年4月に申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は、既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和52年1月頃と推認でき、申立人の主張する時期と一致しない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われた昭和52年1月の時点において、申立期間の大半は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 3 月から 55 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月から 55 年 6 月まで

私は、昭和 53 年 3 月に会社を退職し、同年同月又は同年 4 月に、私と妻の国民年金の加入手続を、A 市役所で行った。その後、申立期間の国民年金保険料については、私と妻の分を一緒に、A 市役所の窓口で納付していたはずであるが、納付時期及び納付金額については憶えていない。私は、私及び妻の申立期間が、国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後の昭和 53 年 3 月又は同年 4 月に、自身及びその妻の国民年金の加入手続を A 市役所で行ったと主張している。しかし、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で、その後に転居した B 市で払い出されていることに加え、同番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の加入手続は、60 年 6 月に行われたと推認され、申立人の主張する加入手続の時期及び場所と一致しない上、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付時期及び納付金額について憶えていないとしており、当該期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和 60 年 6 月の時点においては、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。このため、当該期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 3 月から 55 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月から 55 年 6 月まで

私の夫は、昭和 53 年 3 月又は同年 4 月に、A 市役所で、自身の国民年金の加入手続と一緒に、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、私の夫は、申立期間の国民年金保険料を、自身の分と一緒に、A 市役所の窓口で納付していたはずである。私は、私及び夫の申立期間が、国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 3 月又は同年 4 月に、その夫が、申立人夫婦の国民年金の加入手続を A 市役所で行ってくれたと述べている。しかし、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で、その後に転居した B 市で払い出されていることに加え、同番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人夫婦の加入手続は、60 年 6 月に行われたと推認され、申立人の主張する加入手続の時期及び場所と一致しない上、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとするその夫は、保険料の納付時期及び納付金額について憶^{おぼ}えていないとしており、当該期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和 60 年 6 月の時点においては、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。このため、当該期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年5月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年5月から平成3年3月まで

私の母親は、昭和63年*月頃、私の国民年金の加入手続を市の市民センターで行った。その後、自宅に年金手帳が送られてきた。

平成3年4月以降の国民年金保険料は、銀行の口座振替により納付しており、申立期間の保険料が、口座振替されていないのは、おかしいと思う。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年*月頃、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を市の市民センターで行ったと述べている。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号の前の番号が付与された被保険者が、平成3年4月に20歳到達時点で国民年金の被保険者資格を取得していることから、申立人の加入手続は、早くとも同年同月に行われたと推認され、申立内容と一致せず、現に、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行った際に交付されたとする申立人の年金手帳には、その母親が加入手続を行ったとする時期である「昭和」ではなく、「平成」の元号が印字されている。

また、上述のとおり、申立人の国民年金の加入手続は、早くとも平成3年4月に行われたと推認されることから、申立期間のうち、昭和63年5月から同年12月までの国民年金保険料は、時効により納付することができず、その母親が当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の前後を通じて、同一市内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人が、国民年金の加入手続を行ったと推認される時点におい

て、申立期間のうち、平成元年1月から3年3月までの国民年金保険料を遡って納付することは可能であるが、その母親は、遡って保険料を納付したとは主張していない。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年2月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月から9年3月まで

私は、学生のとときは、国民年金保険料を納付しなくてもいいと思っており、国民年金の加入手続は行っていなかったが、区役所から保険料の納付書が送られてきていた。平成9年4月に就職後も、過去の保険料の納付書が送られてきていたので、同年6月から同年11月までの間に、申立期間の保険料を数箇月分ごとに納付し、全て納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年6月から同年11月までの会社に在籍している間に、申立期間の国民年金保険料を数箇月分ごとに納付し、当該期間の保険料を全て納付したと述べているが、申立人が居住している区の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、会社退職後の同年同月に国民年金の加入手続を行っていることが確認でき、その時点まで申立期間は国民年金の未加入期間で保険料を納付することができない期間であったことから、同年6月から同年11月までの会社に在籍している間に、申立期間の保険料を納付していたとする申立内容と一致しない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料として納付したと主張する金額は、実際の申立期間の保険料額とは一致せず、既に納付済みである平成9年度の保険料額と一致している。

さらに、平成9年1月の基礎年金番号の導入後に申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立てであり、同番号に基づき、保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年8月から平成2年3月までの期間及び3年7月から4年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和61年8月から平成2年3月まで
② 平成3年7月から4年1月まで

申立期間①当時、私は、大学生であり、両親とは一緒に住んでいなかったが、両親が住んでいた実家の住所に住民登録していた。

私が、20歳になった頃、両親の住所に、私の国民年金保険料の納付書が送られてきていたため、母親が、母親の勤務先の建物にあった銀行又は郵便局で、私の申立期間①の保険料を定期的に納付していた。

母親が、申立期間①の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、当該期間が国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

申立期間②について、私は、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したという確かな記憶は無いが、この期間について、国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされているため、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その両親が居住していた住所に住民登録をしていたと述べているが、戸籍の附票によると、申立人の住民登録は、当該期間の始期において、既に別の自治体になされており、当該期間を通じて、その母親が居住していた市とは別の複数の自治体に住民登録がなされていたことが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人の母親は、申立期間①当時、その居住していた市の市役所から、申立人の当該期間に係る国民年金保険料の納付書が送付されてきていたとしているが、上述のとおり、当該期間を通じて、申立人の住民登録

は、その母親が居住していた市にはなされておらず、遠方である別の自治体になされていたことが確認できるため、当該期間当時、その母親が居住していた市において、申立人の国民年金の加入手続が行われていたとは考えられず、当該期間は、国民年金の未加入期間であったものと考えられることに加え、申立人は、当該期間当時、大学生であったとしており、任意の未加入期間である当該期間の保険料の納付書が送付されていたとは考えにくいことから、その母親が申立人の当該期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間①に係る国民年金に関する手続には直接関与していないとしており、当該期間当時、申立人が居住していた区においても、任意の未加入期間である当該期間の国民年金保険料の納付書が発行されていたとは考えられず、仮に、当該期間当時、発行されたとしても、申立人が何らの手続を行うこと無く、その母親の住所に送付されることは更に考えにくい。

- 2 申立期間②について、申立人は、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとする記憶は無いとしているため、当該期間における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、最初に入社した会社から受け取った年金手帳のほかに、年金手帳を受け取ったことは無いとしており、その年金手帳には、国民年金手帳記号番号並びに申立期間②に係る「被保険者となった日」及び「被保険者でなくなった日」の欄の日付は記入されておらず、オンライン記録でも、当該期間は、その当時においても未加入期間であったと考えられるため、当該期間の国民年金保険料を納付することは困難であったものと考えられる。

- 3 申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、その形跡は見当たらない。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6167 (事案 4303 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、市内で転居した昭和 57 年 4 月頃、国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の加入手続を行った記憶があり、申立期間の国民年金保険料については、金融機関で納付していたと思うことから、第三者委員会に申立てを行った。

しかし、私が国民年金の加入手続を行ったのは、昭和 63 年 5 月から同年 7 月頃であり、私の今の年金手帳の記号番号では、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったという理由で、私の申立ては認められなかった。そのとき同時に、第三者委員会には、年金記録の訂正につながる「新たな資料・情報」があれば、改めて申立てができることを知った。

昭和 63 年といえ、4 月に転居したとき、既に所持していた年金手帳を市役所に持参し、その手帳を回収され、新しく別の年金手帳を交付されたことをはっきりとおぼえている。その手帳は今も所持しているが、前の手帳では手書きだった国民年金の記号番号が、新しい手帳ではシールになったことが印象に残っている。

申立期間当時、親しくしていた友人が、その当時私が年金手帳を持っていたことについて証言してくれると言ってくれた。その証言に基づき、再度、第三者委員会で審議を行ってほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初の申立てにおいて、短大卒業後の昭和 57 年 4 月頃、市役所で国民健康保険の加入手続と同時に、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、金融機関で納付していたと述べていた。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加

入被保険者の被保険者資格取得時期から、申立人は、昭和 63 年 5 月から同年 7 月頃までの間に、国民年金の加入手続を行ったと推認され、申立人の国民年金手帳記号番号も同年 8 月に払い出されていることが確認できる上、申立人の主張は、57 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を欠かさず納付してきたとするものであり、申立人が主張するような方法で申立期間の保険料を納付するためには、57 年当時において、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無いことから、申立人が当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 9 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時、親しくしていた友人から、申立人が、当該期間当時、年金手帳を所持していたことについて証言が得られるとして、当該友人の証言を基に、再度当委員会において審議を行うよう申し立てた。申立人の主張により、当委員会において、申立人の友人に聞き取りを行った結果、申立人の友人からは、申立人とは現在でも親交があるが、最も親しくしていた当該期間当時、申立人の年金手帳を見る機会があり、「厚生年金保険の被保険者だった自分と、国民年金の被保険者だった友人（申立人）の年金手帳は同じ色なんだと思った。それは、自分が結婚した昭和 57 年 9 月の頃だと思う。」との証言が得られた。

しかし、申立人は、昭和 63 年 8 月に払い出された国民年金手帳記号番号で、同年 4 月以降の国民年金保険料を納付していることが確認できるため、申立人が述べるように、57 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、申立人に別の手帳記号番号が付与され、申立期間の保険料を納付していたのであれば、継続して保険料を納付していた被保険者に対して、63 年 8 月に新たに手帳記号番号が付与されたことになるが、そのような特殊な事情が存在したことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない上、申立人は、57 年 4 月以前から継続して同一の市に居住しており、氏名にも変更は無いことから、63 年 8 月の手帳記号番号の付与は、申立人が初めて国民年金の加入手続を行ったことによるものであると判断するのが妥当である。以上述べたように、本事案において、申立人に申立期間当時、別の手帳記号番号が付与されていたと認めることは、制度上、相当困難であると考えざるを得ず、申立人の知人の証言及び申立人が転居後に年金手帳を交付された際の記憶等をもってしても、当該期間に係る保険料の納付を認めることは難しい。

このように、今回の申立ては、当委員会が当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から4年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月から4年5月まで

私は、平成3年10月に転職したが、新しい会社は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。そのため、社長から「近々厚生年金保険に加入するので、それまでは国民年金に入ってほしい。」旨を言われていたので、区役所に行き、妻と一緒に国民健康保険と国民年金の加入手続を行ったと思う。

私の年金手帳の国民年金の記号番号欄には、シールを剥がしたような跡があり、シールが剥がされた際に、私の国民年金の加入記録等が同時に削除されてしまったのではないだろうか。

国民年金保険料は、私の妻が納付したはずであり、妻は申立期間の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、申立期間が国民年金の未加入期間とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年10月頃、国民健康保険の加入手続と一緒に国民年金の加入手続を行い、妻が国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付の記憶が曖昧であり、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料納付状況が不明である。

また、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料を納付しているものの、その妻の申立人の転職に伴う国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続及び自身の申立期間に係る保険料の納付は、申立人の転職後の会社が厚生年金保険の適用事業所となった後の平成4年6月以降に行われていることが確認できることから、申立人が申立期間に妻と一緒に国民年金の加入手続を行い、かつ妻が保険料を納付していたとする主張と合致しな

い。

さらに、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はなく、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人の年金手帳の国民年金の記号番号欄にあるシールを剥がしたような跡については、国民年金手帳記号番号のシールが一時的に貼られ、その後剥がされた可能性は考えられるものの、当該年金手帳が初めて発行された昭和 52 年 4 月以降、申立人が国民年金に加入した可能性がある期間は、申立期間のほかには無い上、申立期間当時、申立人の住所地に払い出された手帳記号番号の中にある欠番には、申立人に誤って払い出されたものと考えられる欠番は見当たらないことに加え、シールを剥がした跡と国民年金保険料の納付記録の消失の関連性もうかがえない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から2年2月まで

私は、平成元年6月に会社を退社した後、市役所又は区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、納付時期及び納付金額は記憶していないが、まとめて一括で市役所又は区役所で納付したと思う。申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年6月に会社を退社した後、市役所又は区役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所又は同区役所で国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は、申立期間の国民年金への加入状況及び保険料の納付時期、納付金額等についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険被保険者記号番号であった番号であり、同番号に基づき申立人の国民年金被保険者資格記録が作成されていることが確認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、少なくとも基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降であると推認され、その時点で申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人が所持する年金手帳は、昭和60年4月に厚生年金保険に加入した際に発行されたものと推認でき、申立期間についての国民年金被保険者の資格取得及び資格喪失についての記載が見当たらず、また、申立人が申立期間当時に居住していた住所の記載が無いことから、申立期間について、

国民年金に加入していた形跡はうかがえず、申立人はそれ以外の手帳を所持していた記憶は無いと述べている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から4年3月までの期間及び6年1月から16年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年6月から4年3月まで
② 平成6年1月から16年10月まで

私は、時期は分からないが、父親又は母親が、私の国民年金の加入手続きを行ってくれたと思う。

申立期間①及び②の国民年金保険料については、母親が、納付してくれていたが、母親が納付できないときは、私が納付したこともある。平成17年4月以前に、A区又はB市で保険料の免除の申請手続きを行った記憶もある。

平成17年10月に社会保険事務所（当時）に行った際に、国民年金保険料の未納期間が11か月あることを知ったので、そのうちの同年4月から同年9月までの6か月分の保険料をその場で納付した。後日、残りの16年11月から17年3月までの5か月分の保険料を納付するために、社会保険事務所に行くと、未納期間は、5か月ではなく、14年間であると言われ、納付できなかったため、納付しようと思っていた5か月分の保険料を納付しなかった。

平成17年10月に社会保険事務所を確認した際には、国民年金保険料の未納期間は、11か月しかなかったにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は分からないが、その父親又は母親が、申立人の国民年金の加入手続きを行ってくれたと思うと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年12月に払い出されていることが確認できる上、申

立人は、申立期間①から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人の国民年金の加入手続は、同年同月頃に行われたものと推認でき、申立期間①当時に、申立人の国民年金の加入手続が行われていたとは考えにくい。

また、申立人は、その母親が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれていたが、その母親が納付できないときは、申立人自身が、保険料を納付したこともあると主張しているが、申立人の保険料を納付していたとするその母親は、既に他界している上、申立人は、保険料の納付時期、納付場所、納付金額等についての記憶が定かではないことから、申立期間①及び②当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人は、平成17年4月以前に、A区又はB市で国民年金保険料の免除の申請手続を行った記憶があると主張しているが、申立人は、免除の申請手続を行った時期や場所についての記憶が定かではない上、オンライン記録でも、申立人の保険料の免除の申請手続が行われていたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、申立人が、保険料の免除の申請手続を行っていたとは考え難い。

加えて、申立期間②の大半は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

その上、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 22 日から同年 12 月 1 日まで
私は、A社に正社員の船舶無線通信士として勤務し、申立期間については、社命によりB社が所有する船舶Cに乗務していた。
しかし、船員保険の記録によると、当該期間が船員保険の被保険者期間となっていない。
A社の正社員であったにもかかわらず被保険者記録に欠落期間があるのは納得がいかない。
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した船員保険台帳によると、申立人は、申立期間について、B社に派遣されていたことが確認できる。

また、A社は、「船員保険台帳の記録から、申立人は申立期間において、他社へ融通派遣されていたものと思われるが、融通派遣されていた期間の給料は、派遣先から支払われ、船員保険についても派遣先で加入する取扱いであった。」と回答している。

一方、B社は、「当時の取扱いについては不明である。」と回答している上、同社に係る船員保険被保険者名簿を基に複数の同僚に照会したものの、融通派遣された船員の船員保険への加入の取扱いについて、具体的な供述を得ることはできなかった。

また、B社は、「当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立人も、申立期間における船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除を確認できる関

連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年7月30日から同年8月1日まで
② 昭和24年1月10日から27年1月15日まで

私は、25歳頃（昭和14年頃）にA社（現在は、C社）に入社してから58年に退職するまで途中転勤や転職すること無く継続して勤務していたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に継続して勤務していたと述べている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、23年7月30日に同資格を喪失していることが確認できるとともに、B社（後のD社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者資格を同年8月1日に取得し、24年1月10日に喪失していることが確認でき、いずれもオンライン記録と一致する。

また、C社及びD社は、いずれも「当時の資料が無いため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除については不明である。」と回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げたA社の元事業主は、既に死亡している上、申立人は当時の社会保険事務担当者を記憶していないことから、申立人に係る厚生年金保険の取扱い状況について証言を得ることができない。

なお、D社の沿革を著した書籍により、上記のA社の元事業主はB社の

事業主も兼務していたとの記載が確認できることから、この点についてC社及びD社に照会したが、いずれも「A社とB社は関連事業所ではない。」と回答している上、商業登記簿謄本の記録においても、A社とB社が関連事業所であることを確認することができない。

申立期間②について、申立人が提出したC社の役員名簿（昭和57年11月1日現在）の略歴によると、申立人の入社日は「昭和24年10月」と記載されていることが確認できる上、同名簿において、「昭和23年10月入社」と記載されている元社員は、「私が入社した際の面接者は申立人であった。私が入社してから、申立人は途中退職や転職したことはなく、定年退職するまで継続して勤務していた。」と証言しており、申立人の供述と一致することから、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社は「当時の資料が無いため、申立人の勤務実態及び保険料控除を確認することができない。」と回答している上、A社の元事業主は既に死亡のため申立期間の厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、上記元社員からも、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除をうかがえる証言を得ることができなかった。

さらに、申立人が昭和27年1月15日にA社において厚生年金保険被保険者資格を再度取得した際の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立人が19年10月1日に同社において被保険者資格を取得した際の記号番号と別の記号番号であることが確認できる上、当該記号番号は、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、27年1月15日付けで新たに申立人の記号番号として払い出されたものであることが確認できる。

このほか、申立人は申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から 40 年 9 月 17 日まで

私は、昭和 39 年 5 月から 40 年 10 月 1 日まで A 社 B 事業所に勤務していたが、勤務していた期間のうち、39 年 5 月から 40 年 9 月 17 日までが厚生年金保険被保険者期間となっていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立人は、申立期間において A 社 B 事業所に勤務していたことはいかがえる。

しかし、オンライン記録において、申立人の A 社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和 40 年 9 月 17 日となっており、同社を継承する C 社から提出された A 社に係る年金加入台帳に記載されている申立人の資格取得日(同年 9 月 17 日)と一致するとともに、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の同資格の取得日も一致する。

また、申立人及び上記同僚が、当時、A 社 B 事業所で勤務していたとして名前を挙げた 5 名についても、上記年金加入台帳に記載された各人の資格取得日は上記被保険者名簿と一致していることが確認できる。

さらに、C 社は、「A 社に係る年金加入台帳以外の当時の資料は、保管されていないため、加入の取扱いについては不明である。」と回答している上、申立人が名前を挙げた同社 B 事業所の所長は、既に死亡していることから、申立期間の同社 B 事業所における厚生年金保険加入の取扱い及び申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認することができない。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立

期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

なお、オンライン記録において、申立人及び同僚が勤務したとする同一所在地において、D事業所の名称で登録されている事業所があることが確認できるが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和45年7月1日であり、申立期間において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

このほか、申立人は申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 21 日から 33 年 5 月 1 日まで
年金事務所に出向いた際、申立期間については脱退手当金として支給済みであることを初めて知った。

しかし、脱退手当金の手続をした記憶も金銭を受け取った記憶も無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 33 年 10 月 15 日に支給決定されているところ、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できなかったのであるから、申立期間に係る事業所を退職後、52 年 5 月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6970 (事案 2878 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年7月1日から25年5月4日まで
② 昭和26年11月1日から29年9月1日まで
③ 昭和26年6月1日から27年8月1日まで
④ 昭和30年6月25日から35年4月1日まで

年金事務所の記録によると、A社及びB社に勤務した厚生年金保険の加入期間が脱退手当金を受給した記録になっていた。脱退手当金を受給した記憶が無いので、その後、第三者委員会に申立てを行ったが、「年金記録を訂正する必要はない。」という回答であった。納得できないので、再調査してほしい。

また、前回は申立てをしなかったが、後から考えてみると、C社及びD社で勤務した加入期間も脱退手当金を受給した記録になっているが、同期間についても脱退手当金を受給した記憶が無い。新たに追加して申し立てるので、調査の上、当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、申立人は、2回の脱退手当金支給記録があるところ、2回目の脱退手当金は受給を認めていることから、その受給の際、当該期間に係る脱退手当金は既に受給したものとして、請求手続が行われたものとするのが自然であり、また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の「保険給付」欄に、脱退手当金を支給されたことが記録されており、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、資格喪失日の約5か月後の昭和30年1月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬことから、既に当委員会の決定に基づく平成22年6月11日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知

が行われている。

今回、申立人は、平成22年6月11日付け通知内容に納得できないとして、再度申し立てている。しかし、新たな関連資料及び周辺事情は見当たらず、また、当該期間以降の被保険者期間は別番号で管理されているなど、脱退手当金が支給されたことに不自然さはない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間③及び④に係る申立てについて、当該期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間①及び②に係るものと申立期間③及び④に係るものの2回にわたり支給されたと記録されており、2回の脱退手当金が2回とも申立人の意思に反して請求されているというのは考え難い上、当該期間後の厚生年金保険被保険者期間は別番号で管理されており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人は、当初の申立てでは、申立期間④に係る脱退手当金の受給を明らかに認めており、申立内容が変遷している理由は不明である。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間③及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 6971 (事案 1770 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 25 日から 40 年 3 月 28 日まで
前回の審議結果によると、脱退手当金の支給決定日と氏名変更日が近いことから、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然であると判断されているが、当時は、脱退手当金の存在も知らず、家族も含め氏名変更日とされる時期に社会保険事務所(当時)へ行ったことも無く、氏名変更の手續及び脱退手当金の請求も行っていないので、再度申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係るA社を退職した約6か月後の昭和40年10月4日に旧姓から新姓に氏名変更されており、同年11月25日に脱退手当金が支給決定され、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さは無く、氏名変更は脱退手当金の請求に伴い行われたと考えるのが自然であるほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかにも脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年12月4日付け記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、社会保険事務所に対して氏名変更の届出はしていないと主張しているが、申立人は、A社を退職した約1か月後に入籍していることから、同社が申立人の氏名変更の届出を行うことは通常考え難い。

また、申立人は、A社での被保険者資格喪失後16年間にわたり厚生年金保険に加入していないことから、上記の氏名変更処理は、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかにも脱退

手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の脱退手当金に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 16 日から 42 年 12 月 31 日まで
日本年金機構からのはがきが届いたことから、年金事務所で被保険者記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであることを知った。

脱退手当金の手続をした記憶も、お金を受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 12 月 7 日から 42 年 7 月 15 日まで
② 昭和 43 年 6 月 1 日から 44 年 9 月 4 日まで
③ 昭和 45 年 6 月 1 日から 46 年 7 月 27 日まで

私は、平成 18 年に老齢年金裁定請求のため、初めて社会保険事務所（当時）へ行ったところ、A社に勤務していた期間及びB社に2回勤務していた期間に係る被保険者期間については、脱退手当金として支給済みとなっていることを知った。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約2か月後の昭和46年10月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年10月21日から28年11月1日まで
② 昭和28年11月1日から35年10月1日まで
③ 昭和37年3月1日から同年12月1日まで

私は、昨年の秋頃に「脱退手当金を受け取られたかどうか」のはがきが届き、年金の記録を確認したところ、申立期間①から③までについて、既に脱退手当金として支給済みであると知り驚いた。

しかし、当時の私は、出産のため退職の手続も夫にしてもらったほど動けなかったし、脱退手当金の制度を知っていたので受給するはずはない。申立期間①から③までについて、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給決定されたとする昭和40年11月30日の前の同年10月又は11月に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）に回答したことが記録されている。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 3 月 29 日から 50 年 3 月 9 日まで
② 昭和 50 年 3 月 10 日から 51 年 7 月 1 日まで

私は、平成 19 年頃に年金の記録を確認したところ、申立期間①及び②について、既に脱退手当金として支給済みであると分かり、ずっとおかしいと思っていた。一度目の脱退手当金については、受給した記憶はあるが、二度目の脱退手当金について受給した記憶は全く無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の前に勤務した 5 社の被保険者期間については脱退手当金を受給したが、申立期間については脱退手当金を受給した覚えはないと主張しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる上、支給月数及び支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 51 年 10 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 6976

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 2 日から 38 年 4 月 11 日まで
ねんきん定期便を確認した際、A社の厚生年金保険の記録が欠落していたので、平成 21 年 10 月に年金相談センターに行ったところ、同社に勤務した期間は、脱退手当金が支給されたことになっていることを知った。

私は、B社を退職した後、同社で手続をしてもらい、脱退手当金を受給したことは記憶しているが、同社の前にある3回の被保険者期間のうち、A社の期間のみがB社と合算されて支給されていることに納得がいかない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている期間と申立期間は、厚生年金保険の記録上、合算して脱退手当金が支給されたことになっているところ、申立人が受給を認めている期間の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、B社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和42年10月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、仮にB社の被保険者期間のみを計算の基礎とした場合の脱退手当金の支給額は2万700円であり、申立人が受給したとする3万円弱の金額とは相違する上、ほかに申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 10 月 1 日から 45 年 10 月 1 日まで
② 昭和 51 年 5 月 16 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 4 月 2 日に A 社に入社し、51 年 5 月 15 日に退職するまで継続して勤務していた。このうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際に受け取っていた給与額より低くなっていることに納得できない。

また、B 社に勤務していた昭和 51 年 5 月 16 日から 53 年 8 月 13 日までのうち、申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額の記録についても、実際に受け取っていた給与額に比べてかなり低くなっている。調査の上、申立期間①及び②について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低くなっていると述べている。

しかし、A 社は「当時の賃金台帳等の資料が残っていない。」と回答していることから、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A 社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における標準報酬月額の記録は遡って訂正された形跡も見当たらない上、オンライン記録と一致している。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該期間に厚生年金保険被保険者であったことが確認できる元社員は「当時、

同社では資格制度の導入があり、給与の年間総支給額は減っていないが、毎月の本俸などは減額されたと記憶している。」と述べていることから、この点について同社に照会したところ、同社から提出された当該期間当時の「賃金に関する諸項」において「見做^{みなし}年齢制度を廃止し、41年度より勤続年数主義をとる。」との記載が確認できたものの、同社の人事担当者は、「これ以上の資料は無いことから、詳細については不明である。」と回答している。このため、オンライン記録により、当該期間において同社の厚生年金保険被保険者であった元社員のうち、227名を無作為抽出して調査したところ、このうち179名の標準報酬月額が昭和41年10月1日付けで減額改定されていることが確認できる。

加えて、申立人は当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、当該期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低くなっていると述べている。

しかし、申立人が提出した給与明細書により、申立人が事業主により源泉控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額（9万8,000円）は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月21日から48年10月1日まで
父は、A社(現在は、B社)C工場を定年退職するまで継続して勤務しており、昭和48年分退職所得の源泉徴収票特別徴収票も残っているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。
(注)申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の子は、A社発行の「昭和48年分退職所得の源泉徴収票特別徴収票」の「退職年月日」欄に記載されている昭和48年9月30日まで申立人が同社C工場に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、雇用保険の加入記録によると、申立人は、昭和22年11月1日から45年8月21日まではB社D事業所(旧A社C工場)で、同年9月1日から61年5月15日まではE社において雇用保険の加入記録が確認でき、オンライン記録と符合する。

また、A社の社会保険事務担当会社であるF社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人の資格喪失日は昭和45年8月21日として届け出られていることが確認できる上、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票とも一致しており、不自然さは見当たらない。

さらに、F社は、「申立人の人事記録等を保管していないため詳細は不明だが、本件の取扱いは、退職出向する際に厚生年金保険の被保険者資格を喪失させ、出向先で同資格を取得させたものと思われる。現在でもこのような取扱いを行っているが、A社で同資格を喪失した後の期間の取扱い

については不明である。」と回答している。

加えて、A社の厚生年金保険被保険者資格を喪失後に同資格を取得しているE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和45年9月1日に被保険者資格を取得しており、オンライン記録とも一致しているところ、同社の人事担当者は「申立期間当時の人事台帳等を保管していないため詳細は不明である。また、A社は当社の取引先ではあるが、関連企業ではない。」と回答している。

このほか、申立人の子は、申立人が申立期間において、A社C工場の事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間に係る同社C工場での勤務実態及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から同年 12 月まで

昭和 62 年 4 月から同年 12 月まで、B社が経営するA店でアルバイトとして勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間について調査し、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の仕事内容及び退職時の状況を詳細に記憶していることから、申立人がA店に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時、申立人と同じくアルバイトとして勤務していたと申立人が記憶している同僚は、B社において厚生年金保険被保険者の記録が無い。

また、申立期間当時にB社において厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚に照会したところ、回答のあった者全員が正社員であったと回答しており、申立人と同じアルバイトであったと回答した者はいなかった。

さらに、複数の同僚は、「厚生年金保険の加入については、雇用形態により異なる取扱いをしていた。厚生年金保険には正社員のみが加入し、アルバイトやパートは加入していなかった。」と回答している。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険被保険者記録は確認できない上、B社は、申立期間当時の資料は保管していないと回答していることから、申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 6980

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月 1 日から 13 年 10 月 1 日まで
ねんきん定期便が届き、申立期間について標準報酬月額が低くなっているとの指摘があったので申し立てた。調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立人から提出のあった平成 11 年分から 13 年分までの「給与所得の源泉徴収票」の社会保険料の金額欄に記載された金額は、オンライン記録における標準報酬月額から算出した健康保険料額、厚生年金保険料額及び雇用保険料額を合算した額とおおむね一致することが確認できる。

また、申立期間を含む平成 13 年 1 月から同年 7 月までの期間及び同年 9 月から同年 12 月までの期間の給料支払明細書を申立人は所持しているところ、当該明細書に記載された厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と同額であることが確認できる。

さらに、オンライン記録で確認できる申立人の標準報酬月額については、遡及訂正等不自然な処理が行われた形跡は無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月1日から48年10月1日まで
厚生年金保険の記録では、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間前後の標準報酬月額は13万4,000円で、申立期間の標準報酬月額が10万4,000円となっているが、給与を減額された記憶は無いので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、給与額が減額された記憶が無いにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額の記録が、申立期間前後の記録に比べて低額となっているのはおかしいと述べている。

しかし、B社は、申立期間に係る厚生年金保険料控除額等を確認できる資料は無いと回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている申立人の標準報酬月額は、オンライン記録とも一致している上、記録管理上の不自然さは見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 35 年 12 月 22 日まで
日本年金機構から送付されてきた確認はがきにより、A社に勤務していた期間については脱退手当金が支給済みになっていることを知った。
申立期間当時は脱退手当金制度を知らず、脱退手当金を受給した記憶は無い。申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されたページとその前後 14 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 35 年 12 月 22 日の前後 3 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者 38 名について脱退手当金の支給記録を確認したところ、31 名に脱退手当金の支給記録があり、うち申立人を含む 24 名が約 6 か月以内に支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 36 年 3 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社において、平成 9 年 4 月に給与額が大幅に増額されたにもかかわらず、申立期間における標準報酬月額が当該報酬月額に見合う額となっていないことが分かった。

納得がいかないので、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、53 万円（第 28 級）と記録されているが、A社から提出された賃金台帳の記録では、申立人の申立期間における報酬月額に見合う標準報酬月額は、59 万円（第 30 級）であったことが確認できる。

しかしながら、上記の賃金台帳によると、申立人が、申立期間において給与から控除された厚生年金保険料額は、オンライン記録における申立期間の標準報酬月額に基づく保険料額と一致している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 21 日から 53 年 4 月 1 日まで
私は、昭和 44 年 9 月 21 日から 53 年 3 月 31 日まで A 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に勤務していたとする A 社の所在地及び事業主名を記憶しているところ、同社に係る商業登記簿謄本に記載されている所在地及び事業主名は、申立人の供述内容と一致することから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A 社は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人は A 社での同僚として 4 名を挙げているが、オンライン記録によると、申立期間において、当該 4 名に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、上記 4 名の同僚のうち、連絡先が判明した 1 名に A 社の厚生年金保険に係る当時の状況等について照会を行ったが、回答は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から34年12月1日まで
私は、昭和32年4月1日にA社B事務所に入社した。その後、同年12月31日に異動となり、C施設のD職として、同社に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、オンライン記録において、申立期間に上記同僚の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、A社の元事業主は、「当時の資料が無いため不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 2 月 11 日から 62 年 7 月 1 日まで
昭和 60 年 2 月 11 日から平成 6 年 5 月 29 日までの期間、A社に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る雇用保険の記録では、資格取得日が昭和 60 年 4 月 1 日、離職日が平成 6 年 5 月 20 日であること、及び同僚の証言から、申立人が申立期間の大部分の期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながらA社は、昭和 62 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社が適用事業所となる前の期間において、同社の従業員の中には、同社の系列会社であるB社において被保険者となっている者が複数確認できるものの、昭和 60 年以降にA社に入社したとする複数の者は、B社における被保険者期間が無いことが確認できる。

さらに、昭和 62 年 7 月 1 日にA社において厚生年金保険被保険者の資格を取得している者のうち、7名に文書照会を行ったところ、回答があった者のうち、60 年より前に同社に入社したとする者は、「私は、58 年頃から勤務していた記憶がある。約 4 年間、被保険者記録が無い。」と述べている。

加えて、当時の事業主及び申立人がA社を紹介されたとする上司は既に死亡している上、B社は、「申立人は、系列会社のA社に就業していたこ

とは事実であるが、入退社、就業期間等は不明。同社は、廃業しており当時の代表者、役員も死亡し、関係社員の消息は不明で、関係書類、資料等は全く無い。」と回答していることから、申立期間における申立人の保険料控除について確認することができない。

このほか申立人の申立期間における保険料の控除についてうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年頃から 45 年頃まで
厚生年金保険の記録によると、昭和 41 年頃から 45 年頃まで勤務した B 市 C 区にあった A 社の工場における被保険者記録が無かった。同社の工場では、正社員として D 職の業務に従事していた。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年頃から 45 年頃まで、B 市 C 区にあった A 社の工場において、正社員として D 職の業務に従事していたと述べているところ、申立人の業務内容に係る供述及び同社の社史から判断すると、申立人の申立てに係る事業所は、A 社 E 工場であったことが推認でき、期間の特定はできないものの、申立人が同社 E 工場に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A 社は、「当時の人事記録に申立人に関する記載は無く、当社 E 工場における厚生年金保険の加入記録も見当たらない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

また、申立人は、当時の上司及び同僚の氏名を記憶していないとしていることから、A 社 E 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚に対し、文書照会を行ったが、回答のあった 7 名からは、申立人が同社 E 工場に勤務していたことがうかがえる証言を得ることができなかつた上、雇用保険の加入記録照会によっても、申立人が A 社の雇用保険被保険者であったことが確認できない。

さらに、A 社 E 工場が申立期間当時加入していた F 企業年金基金は、

「企業年金基金連合会に移管した記録も含めて調査したが、申立人の当基金における加入員記録は確認できない。」と回答している上、同社E工場が加入していたG健康保険組合も、「過去の移行データの登録情報を調査したが、申立人の当組合における加入記録は確認できない。」と回答している。

加えて、申立期間におけるA社E工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の縦覧調査においても、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6988

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 5 月 27 日から 12 年 8 月 28 日まで

私は、平成 10 年 5 月 27 日に A 社に入社し、12 年 8 月 27 日に退職したが、同社に勤務した期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。当時の同僚も記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは認められる。

しかし、上記の複数の同僚は、A 社に入社したとする時期と厚生年金保険の資格取得日は、1 年程度相違していると述べている。

また、申立人が同時期に勤務したとしている同僚の中に、厚生年金保険の被保険者記録が無い者が見られることを踏まえると、事業主は、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

さらに、申立人は申立期間において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、事業主に照会したところ、「A 社は平成 17 年 4 月から休業し、18 年 9 月に特別清算が開始された。関係資料は所在不明で、探索はしたが 17 年 6 月頃、破棄したものと思われる。」との回答を得ており、同社における申立人の申立期間に係る保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除についてうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月1日から2年8月1日まで

A社からB社に転属になった時の給与額は、A社において支給されていた交通費を除いた金額と同額であり、転属後すぐに管理職となり給与が大幅に増えたことが労働者名簿の記載でも確認できる。しかしながら、私の年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が下がっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社に係る労働者名簿の記載を根拠としてA社からB社への転属時の給与額に変化がなかったと述べているが、同名簿にはA社に勤務していた期間における基本給のみが記載されており、標準報酬月額の計算の基となる総報酬額の記載が無い場合、A社における総支給額とB社における総支給額の相違を検証することができない。

また、申立人が提出した平成2年分の源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額は、オンラインに記録されている標準報酬月額に基づいた社会保険料控除額を下回っており、申立人が、オンライン記録の標準報酬月額に相当する保険料を上回る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は認められない。

さらに、厚生年金保険被保険者資格の記録について訂正されている形跡はなく、社会保険事務所（当時）における処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、保険料控除額ではなく、報酬月額で判断すべき旨を述べているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、第三者委員会では、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断しており、報酬月額のみをもって記録訂正の要否を判断することはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 1 日から 2 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の記録によると、A社B工場に勤務していた申立期間の標準報酬月額は、申立期間の前まで 41 万円であったところ、36 万円に減額されている。

しかし、私は、A社において、申立期間に限らず休職したことも降格された事実も無い。当時の給与の改定からすると、申立期間の標準報酬月額は 44 万円となるはずである。調査の上、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B工場における申立期間の標準報酬月額は、当時の給与の改定からすると 44 万円になるはずであると主張している。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は保管しておらず、申立人の申立てどおりの保険料控除及び届出の内容について不明。」と回答しており、申立人の申立期間当時の報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、C企業年金基金から提出された基金掛金情報によると、申立人の標準給与月額は、申立期間を含め、全ての被保険者期間においてオンライン記録の標準報酬月額と一致している上、同基金は、「申立人の老齢年金の裁定に際し、厚生年金保険の記録と基金の記録を突合したが、全て一致しており、標準給与月額を訂正した記録は無い。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げたA社B工場における複数の同僚へ照会したものの、申立人について、申立てどおりの保険料が控除されていたこと

をうかがわせる供述を得ることができなかつた上、当該複数の同僚は、自身の標準報酬月額について、「当時の給与に見合う額である。」と供述している。

加えて、オンライン記録において、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録には、訂正された記録は無く、社会保険事務所（当時）における事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年11月1日から同年12月22日まで
② 平成6年2月1日から同年9月26日まで

私は、A社に昭和49年12月2日から平成5年12月21日まで勤務していたが、同年11月の標準報酬月額が支給額より低い。また、B社に6年2月1日から同年9月25日まで勤務していたが、その全ての期間の標準報酬月額が支給額より低い。申立期間①及び②の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人は当該期間においては同社の代表取締役であることが確認できる上、C基金が保管するA社が提出した加入員給与月額変更届から、事業主が申立人の平成5年11月1日の月額変更に係る標準報酬月額を13万4,000円で届出していることが確認でき、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、上記の加入員給与月額変更届の事業主欄は、申立人の氏名と代表者印が押されており、C基金は、同届出は厚生年金保険に係る届出書と複写式の様式であったと述べている。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、C基金が保管するB社が提出した加入員資格取得届か

ら、事業主が申立人の平成6年2月1日の資格取得に係る標準報酬月額を9万2,000円で届出していることが確認でき、オンライン記録と一致していることが確認でき、C基金は、厚生年金保険に係る届出書と同届出は複写式の様式であったと述べている。

また、B社に勤務していた複数の同僚は、同社に係る標準報酬月額及び厚生年金保険料の控除額に相違は無い旨を回答している。

さらに、申立人の申立期間①及び②における標準報酬月額について、遡った訂正等の不合理的な処理が行われた形跡は見られない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 6992

第1 委員会の結結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月1日から51年5月26日まで
私は、昭和49年2月1日から51年5月25日までA社に勤務した。在職中の給料は、基本給10万円、宿泊費及び交通費を含めて25万円ぐらいであった。しかし、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が低いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時受け取っていた給与額よりオンライン記録の標準報酬月額が低いと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において申立期間に被保険者記録がある者で、連絡先の判明した者に対して、同社における申立期間当時の保険料控除について照会したが、給与明細書等を所持している者はおらず、当時の状況が確認できない上、そのうち複数の同僚は、当時受け取っていた給与額と、社会保険事務所（当時）に届け出された標準報酬月額の相違は無いと思うと証言している。

また、オンライン記録において、申立人の申立期間における標準報酬月額は9万8,000円となっているところ、申立期間当時の事業主は、「申立人の給料については、10万円ぐらい支払っていたと思う。申立人の申立てどおりの届出及び保険料納付を行っていない。」と回答している。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている標準報酬月額はオンライン記録と一致しており、標準報酬月額に

ついて訂正等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月 1 日から 55 年 4 月 1 日まで

A社本社から同社B営業所に転勤した時、給料は変わらなかったが、ねんきん定期便で確認したところ、標準報酬月額が下がっていた。申立期間の給与支払明細書を見れば、32万円の標準報酬月額に該当することは明白なので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B営業所に係る申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人が提出した昭和54年9月分から55年3月分までの給与支払明細書により、総支給額に見合う標準報酬月額とオンラインに記録されている標準報酬月額が相違していることは確認できるものの、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、オンラインに記録されている標準報酬月額と同額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。